

日弁連総第41号  
2021年（令和3年）12月2日

法務大臣 古川 禎久 殿

日本弁護士連合会  
会長 荒 中

### 死刑制度の廃止を求める要請書

#### 第1 要請の趣旨

- 1 死刑制度を廃止する立法措置を講じること。
- 2 死刑制度が廃止されるまでの間、全ての死刑の執行を停止すること。

#### 第2 要請の理由

##### 1 死刑制度をめぐる昨今の情勢

死刑制度の問題点については、これまでも、当連合会が繰り返し指摘してきたところであるが、以下のような昨今の状況に鑑みると、死刑の執行停止、死刑制度の廃止の必要性は、ますます高まっている。

##### (1) 世界的な死刑廃止の趨勢と米国の連邦レベルでの死刑執行の停止

2020年（令和2年）末現在、死刑制度を存置する国が55か国であるのに対して、死刑制度を法律上又は事実上廃止した国は144か国に上る。今年に入ってから、国連犯罪防止刑事司法会議の次期開催国であるカザフスタンが死刑廃止条約を批准し、シエラレオネも死刑を廃止しており、死刑廃止は世界的な趨勢である。

米国では、現在、一部の州で死刑制度が残っているものの、その数は全州の約半数にとどまっている。実際に執行を行う州はさらに少数である。死刑制度が残る南部でも、ヴァージニア州が本年3月に死刑を廃止している。トランプ前政権は、退任の間際に、連邦レベルでの死刑の執行を約20年ぶりに再開したが、バイデン政権のガーランド司法長官は、本年7月に連邦レベルでの死刑の執行を一時的に停止するとの指示を公表した。

死刑の執行停止は、死刑制度廃止に至る過程で表明されることが多い。バイデン氏は、死刑制度の廃止を公約に掲げて大統領に就任しており、今回公表された指示も、今後の連邦レベルでの死刑制度の廃止につながる可能性が

ある。その後も、ユタ州の検察官4名が今後死刑の求刑はしないと表明するなど、州レベルでも死刑廃止への動きがみられる。

米国が死刑制度を廃止すれば、OECDに加盟する38か国のうち死刑を執行する国は我が国のみとなる。

本年3月には京都府において、国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRESS）が開催された。我が国の刑事司法の在り方については、引き続き世界中が注目しているところでもある。

#### (2) 日豪円滑化協定締結上の支障等

日豪円滑化協定は、2020年（令和2年）11月頃までに大枠で合意したとされながら、今日に至るまで最終合意には至っていない。その原因は、我が国に死刑制度が残っていることにあると言われている。

オーストラリアは、国の政策として、世界のあらゆる国での死刑廃止を目指す活動を推進している。

EUも死刑制度には明確に反対する立場である。我が国が死刑制度を廃止しない限り、EU加盟国と犯罪人引渡条約を締結することは困難であるし、EUに限らず、死刑制度はこの種の条約の締結の障害となっている。我が国に死刑制度があるために、国外に逃亡した者を我が国で裁判にかけることすらできないのである。

死刑制度の存廃について、法務省は、「基本的には、各国において、独自に決定すべき問題」としている。しかし、上述のとおり、我が国が死刑制度を存置していることは、外交上の問題となっている。EUやOECD加盟国と人権尊重の価値観を共有するのであれば、我が国もそれにふさわしい刑罰制度への変更を国民に示すべきである。国際社会の趨勢に沿わない態度を続けることは、法の支配等の普遍的価値を、日本国内のみならず世界にも行き渡らせようとする司法外交の理念にも反するところである。

#### (3) 2022年に予定されている刑法改正との整合性

法制審議会は、2020年（令和2年）、懲役刑と禁錮刑を一本化して新自由刑に再編する等の刑罰制度の改正を答申した。この法改正は、応報を主眼とする刑罰制度から、更生と教育を主眼とする刑罰制度へ移行する意味を持つものである。

これに対し、死刑は罪を犯した者の更生を指向しない刑罰制度である。今回の刑罰制度改革によって、死刑制度を維持することとの整合性の議論が起ることは避けられない。

#### (4) 袴田事件の状況

死刑が確定していた袴田事件については、東京高等裁判所が再審請求を棄却していたが、2020年（令和2年）12月には最高裁判所がこれを取り消して審理を東京高等裁判所に差し戻している。その結論が近く示される可能性があり、死刑制度における誤判・えん罪の問題がまたも注目される状況にある。

## 2 国民世論の状況

貴省は、従前から「国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、死刑を廃止することは適当でない」と述べてきた。

しかし、我が国はこれまで、国際人権（自由権）規約委員会等から、「世論調査の結果にかかわらず」死刑制度の廃止を考慮するよう何度も勧告を受けている。

また、世論調査においても、死刑に代わる適切な代替刑を導入する場合には、死刑の廃止が一定程度受け容れられる可能性があることが示されている。

これまでに死刑制度を廃止した国々は、いずれも、世論の多数が死刑制度を支持している中で、指導者のリーダーシップの下、死刑制度を廃止してきたのである。死刑制度は世論調査の結果によって正当化されるものではない。

## 3 結語

我が国においても2019年（令和元年）12月26日の執行を最後に、現在に至るまで約2年間、執行のない状態が続いている。前述のとおり的情勢に鑑みると、我が国が死刑制度を維持すること、とりわけ現在の状況下で死刑を執行することは、これまでも増して問題が大きい。

当連合会は、死刑制度が廃止されるまでの間、全ての死刑の執行を停止するとともに、死刑制度を廃止する立法措置を講じることを求める。

以上